

工業団地の特性を踏まえた水災害対応に関する調査報告 ～福島県郡山市を事例として～

研究官 村上 善明

(要旨)

本調査は、水災害による被災経験を持つ福島県郡山市内の工業団地を対象に、地域の特性と、特性に紐付く水災害に対応した自助・共助の取組実態について明らかにしたものである。本調査で明らかになったことは以下のとおり。

調査対象とした二箇所の工業団地のうち、中小企業高度化事業に基づく同業の 10 社からなる中小企業団地では、専従職員を置く法定の中小企業協同組合が存在し、組合事務局が数十年にわたって避難勧奨を行ってきた。直近では各工場、組合事務局の世代交代を見据えて水災害対策に係る計画策定に取り組んでいる。

新産業都市建設促進法に基づく 300 社弱の多様な業種、経営規模の企業からなる工業団地では、住民との交流等を目的とした任意組織は存在するものの、合意形成の難しさや、事務局が輪番制であることによる主体の不在から、団地一体の計画、基準策定には至っていない。また、調査した団地内の 3 工場では、入居時からの水災害リスクの認識や、被災経験を踏まえて、自社の目標に応じた水災害対策に取り組んでいたほか、水災害からの復旧に際しては、国内他工場や協力企業と連携していた。

以上の調査結果と、水災害に対応した共助に地域内で取り組むことで大きな効果を望めるものも多いことを踏まえ、産業地域内の企業がそれぞれの水災害対策の目標を共有し、共助の可能性を検討するための場づくり、組織づくりの重要性が示唆された。

キーワード：流域治水、工業団地、中小企業、協同組合、水災害

1 章 はじめに

現在、我が国では、2020 年 7 月の社会資本整備審議会による答申¹を受けて、行政、企業、住民など、流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方²である「流域治水」に基づく取組が推進されている。流域治水の推進に際しては「国、地方自治体、民間企業、住民一人ひとりが、日常から防災・減災を考慮することが当たり前となる社会を構築する必要」³があるとされ、関係者の協働とともに、各主体による個別の取組が重要であるが、なかでも民間企業については「営利を目的として事業活動を行う一つの

¹ 2020 年 7 月社会資本整備審議会答申、気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について ～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～

² 国土交通省水管理・国土保全局「「流域治水」の基本的な考え方～気候変動を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策～」, p.7, <https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/index.html> (2026 年 7 月 7 日閲覧)

³ 前掲 1, p.52

主体であり、国による支援は、「自助」、「共助」を前提としたもの⁴との考え方も示されており、企業一社ごとの取組「自助」や複数企業による取組「共助」が求められる。近年では、民間企業による自助・共助の推進に向けた事例集⁵や、Web サイトでの事例発信⁶のほか、事業継続力強化計画認定制度⁷や工業団地における地域連携による災害対応力強化の手引き⁸など、産業地域⁹における自助・共助を推進する取組みが行われている。

民間企業による水災害対応は、上記のような公的主体による推進とともに、対策の事例集や、対策動向に関する広域のアンケート¹⁰等により、水災害対策の取組の有無や、その具体的な対策手法について把握が進められてきた。一方で、流域の各主体の取り組む方策やそれらの関係性の見える化と、その先の流域全体を俯瞰した効果的な取組み¹¹を進めるには、流域の一部である民間企業が立地する産業地域に目を向け、産業地域を構成する各工業団地の特性と、それに紐付く水災害対応について明らかにすることも、意義を持つものと思われる。

以上のような背景、目的から国土交通政策研究所では、近年、市内の工業団地が大きな浸水被害を受けた福島県郡山市を対象に、工業団地における水災害に対応した自助・共助の取組実態について、文献調査、現地調査、ヒアリング調査を実施した。現地調査、ヒアリング調査は 2026 年 5 月に実施し、ヒアリング調査は郡山市産業創出課のほか、工業団地に入居する企業と、工業団地に入居する企業による協同組織¹²に対して行った。

本稿は、上記の調査結果について報告する。

⁴ 2019 年 1 月中小企業強靱化研究会中間とりまとめ, p.12.

⁵ 国土交通省水災害に関する防災・減災対策本部(2017)「浸水被害防止に向けた取組事例集 ～社会経済被害の最小化の実現に向けて」.

⁶ 中小企業基盤整備機構, 台風や豪雨がもたらす風水害に対する事業者の対応 (前編) (後編), <https://kyoujinnka.smrj.go.jp/knowhow/52.html> (2026 年 7 月 27 日閲覧)

⁷ 中小企業庁(2026)「事業継続力強化計画認定制度の概要 令和 8 年 7 月 17 日版」.

⁸ 内閣官房国土強靱化推進室(2023)「地域連携による災害対応力強化の手引き (工業団地編)」.

⁹ 本研究でいう「産業地域」は、主に製造業の生産施設(工場)が集積する地域を指している。

¹⁰ 東京商工会議所災害・リスク対策委員会(2025)「会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート 2025 年調査結果」., 中部経済連合会(2020)「水害対策についてのアンケート調査結果」など

¹¹ 2023 年 8 月水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会提言, 水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす総力戦の流域治水をめざして, p.6.

¹² ここでいう「協同組織」は、法人格を持たない任意組織を含む。

2 章 調査対象地について

(1) 郡山市の概要

郡山市は、福島県中央部に位置し、面積 757.2 km²、人口 314,936 人¹³を有する中核市である。市内には、JR 東北本線、東北新幹線、東北自動車道、磐越自動車道等の広域交通網が存在することから、郡山市は首都圏、北陸地方、東北地方を結ぶ交通の要衝となっており¹⁴、製造品出荷額は 7,069 億円と、いわき市に次ぐ福島県下第二位¹⁵となっている。

郡山市の産業が特に大きく発展したのは、1960-70 年代のこととされる¹⁶。1962 年に新産業都市建設促進法（以下、「新産法」という。）が制定されると、現郡山市域¹⁷は、福島県いわき市などとともに「常磐郡山地区」として新産業都市（以下、「新産都」という。）指定を受けた¹⁸。この新産都指定により現郡山市域では、1960～70 年代にかけて市内最大の工業団地である郡山中央工業団地、北部工業団地、西部第二工業団地等の大規模な工業団地が造成された¹⁹ほか、中小企業振興事業団による中小企業高度化事業²⁰に基づき、郡山木工団地、郡山鉄工団地、郡山食品工業団地などの中小工業団地も順次造成された²¹。

現在の郡山市内の産業団地²²の位置を図-1²³に、各産業団地に入居する企業数と協同組織を表-1²⁴に示す。郡山市の産業団地は、東北新幹線を境に、東側の阿武隈川、鉄道付近の⑨郡山食品工業団地、⑩郡山中央工業団地、⑪郡山鉄工団地と、西側の IC（インターチェンジ）、国道付近の他の団地に分かれている。市は現在、郡山西部第一工業団地の造成、誘致に取り組んでおり、既に分譲を終えた他の産業団地における民間企業の転出入は、例外的に個別対応を行うことはあるもの、基本的に民間企業同士の取引に任せている。市産業創出課では、後述の令和元年東日本台風を受けて「産業団地連携室」を設けており、以来、各産業団地の協同組織との情報交換や連絡調整を行っているほか、メーリングリストを活用し市内企業等に河川の災害情報や支援制度等の情報提供を行っている²⁵。

¹³ 郡山市、郡山市の統計概要, <https://www.city.koriyama.lg.jp/site/toukeikoriyama/5836.html> に基づく、2026 年 6 月時点の値

¹⁴ 福島県(2022)「福島県総合計画」, p.162

¹⁵ 福島県(2025)「福島県の工業」, p.24

¹⁶ 郡山市史編さん委員会編(2014)「郡山の歴史」, p.144

¹⁷ 合併前の当時の町村域を含む。

¹⁸ 1964 年 3 月 3 日総理府告示第 8 号。

¹⁹ 前掲 16, p.144

²⁰ 昭和 38 年 3 月 31 日法律第 64 号、中小企業近代化促進法（1999 年廃止）等に基づいて中小企業振興事業団（現独立行政法人中小企業基盤整備機構）が当時推進した、中小企業が集団で取り組む工場団地造成、組合設立、設備の近代化等に関連した、一連の取組を指す。（参考：齊藤定信(1970)「工場団地最近の動向 10 周年を迎えた工場団地制度」, 中小企業と組合, Vol.25, No.3, pp.72-79、齊藤定信(1972)「中小企業の高度化事業の現状と今後」, 中小企業と組合, Vol.25, No.3, pp.2-18、中小企業金融公庫(1984)「中小企業金融公庫三十年」, pp.193-203）

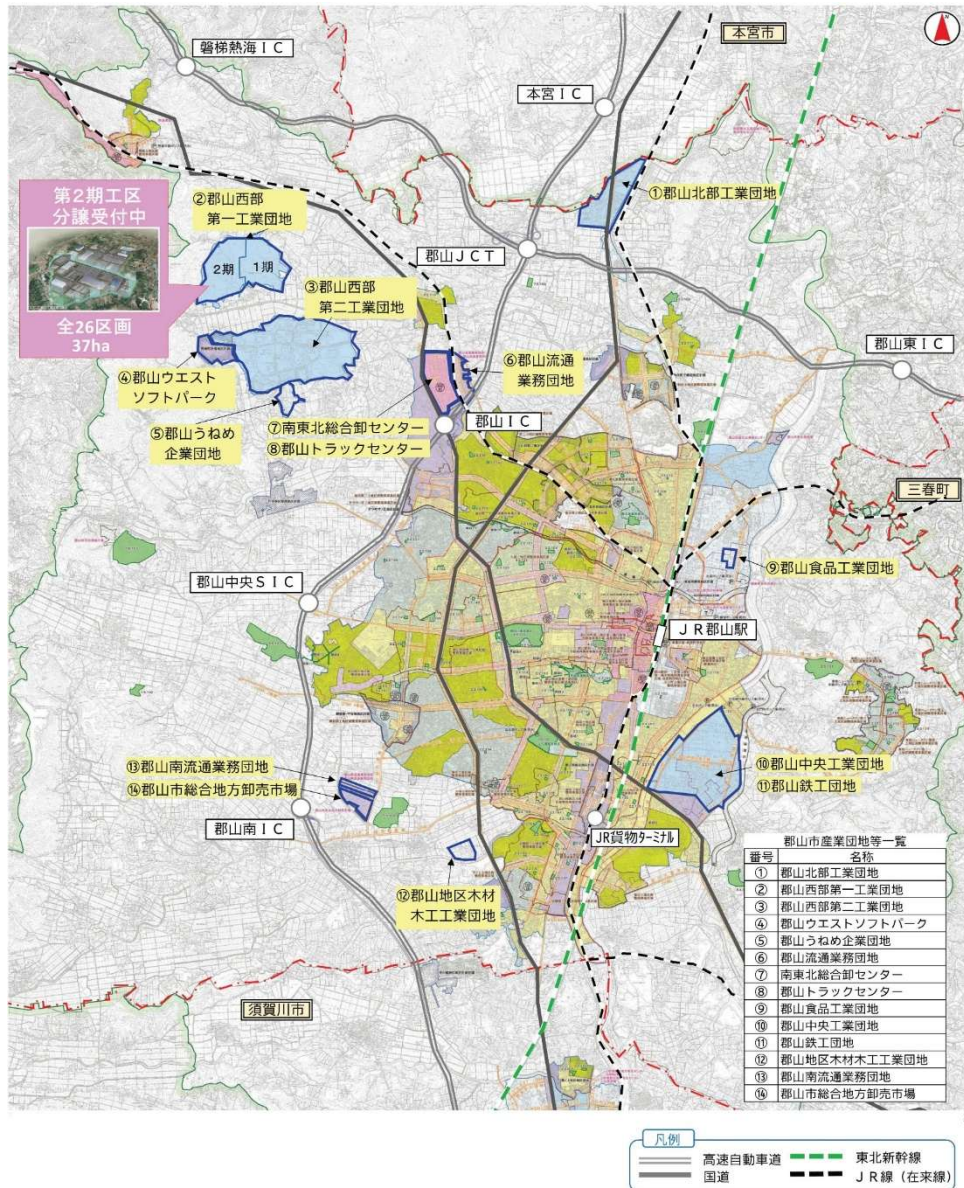
²¹ 前掲 16, p.144

²² 本稿における「産業団地」は、計画的な開発、造成のもとに一定の企業がまとまって入居した地区全般を指し、「工業団地」は、産業団地のうち製造業に特化、偏重したものを指す。

²³ 郡山市(2023)「郡山市産業団地等分布図（20230208 現在）」, <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/121/4867.html> より

²⁴ 郡山市(2025)「産業団地立地企業一覧（20251101 現在）」, <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/121/4867.html> をもとに筆者が集計したもの。

²⁵ 郡山市産業創出課ヒアリングより。



図－1. 郡山市の産業団地分布

表－1. 郡山市の産業団地別企業数、協同組織の状況（2025 年 11 月時点）

番号	工業団地		協同組織※		
	産業団地名	企業数(社)	組織名	加入企業数(社)	加入率
①	郡山北部工業団地	45	郡山北部工業団地振興会	17	37.8%
②	西部第一工業団地	25	-	-	-
③	西部第二工業団地	34	郡山西部第二工業団地工業会（二工会）	21	55.3%
④	郡山ウエストパークソフトパーク	4			
⑤	郡山うねめ工業団地	23	-	-	-
⑥	郡山流通業務団地	28	南東北総合卸センター協同組合	83	65.9%
⑦	南東北総合卸センター	98			
⑧	郡山総合トラックセンター	19	郡山トラックセンター事業協同組合	19	100.0%
⑨	郡山食品工業団地	10	郡山食品工業団地協同組合	10	100.0%
⑩	郡山中央工業団地	282	郡山中央工業団地会	124	44.0%
⑪	郡山鉄工団地	8	郡山鉄工団地協同組合	8	100.0%
⑫	郡山地区木材木工工業団地	21	福島県郡山地区木材木工工業団地協同組合	12	57.1%
⑬	郡山南流通業務団地	10	-	-	-
⑭	郡山市総合地方卸売市場	32	-	-	-

※協同組織が複数の産業団地にまたがる③と④、⑥と⑦では、加入企業数、加入率を合算している。

(2) 郡山市における近年の水災害

郡山市は、奥羽山脈と阿武隈高地に挟まれた、郡山盆地（あるいは安積平野）の平坦地を中心に市街地が広がっており²⁶、盆地の中心部には南北方向に一級河川阿武隈川が流れるほか、その支流である谷田川、逢瀬川、笹原川等が流れる（図－2²⁷）。

阿武隈川はこれまで、その流域に大規模な洪水被害をもたらしてきた²⁸が、このうち特に郡山市に大きな被害を及ぼした水災害として、1986年8月の台風10号の豪雨による災害（以下、「8.5水害」という。）、2019年10月の令和元年東日本台風による災害（以下、「令和元年東日本台風」という。）が挙げられる。

8.5水害は、1986年の8月4日(月)～6日(水)にかけて本州を通過した台風10号により発生した水災害であり、逢瀬川、谷田川沿いの堤防が破堤するなど、郡山市内では床上浸水1,317世帯、床下浸水1,369世帯の被害が発生した²⁹。

また、令和元年東日本台風は、2019年10月10日(木)～13日(日)にかけて関東地方を通過した台風第19号により発生した水災害であり³⁰、谷田川沿いの堤防が破堤するなど、郡山市内では床上浸水6,931件、床下浸水956件の被害が発生した³¹。

図－2に示すとおり、前述した郡山市内の産業団地のうち、中心市街地に近い⑨郡山食品工業団地、⑩郡山中央工業団地、⑪郡山鉄工団地は、阿武隈川の浸水想定区域内に位置している。うち郡山食品工業団地では、8.5水害で約49.5億円、令和元年東日本台風で約1億円の被害が、郡山中央工業団地では、8.5水害で約16.6億円、令和元年東日本台風で383.5億円の被害が、それぞれ発生した³²（図－3³³）。

3章、4章では、郡山市内の工業団地のうち、これまで水災害に度々見舞われてきた、郡山食品工業団地、郡山中央工業団地における水災害に対応した自助・共助に関する取組実態について述べる。なお、3章、4章の記述のうち特記のない部分は、各主体に対するヒアリングに基づく。

²⁶ 郡山市(2023)「郡山市都市計画マスタープラン」, p.15

²⁷ 国土数値情報、前掲23をもとに筆者作成。

²⁸ 国土交通省東北地方整備局(2025)「阿武隈川水系河川整備計画[大臣管理区間]」, p.14

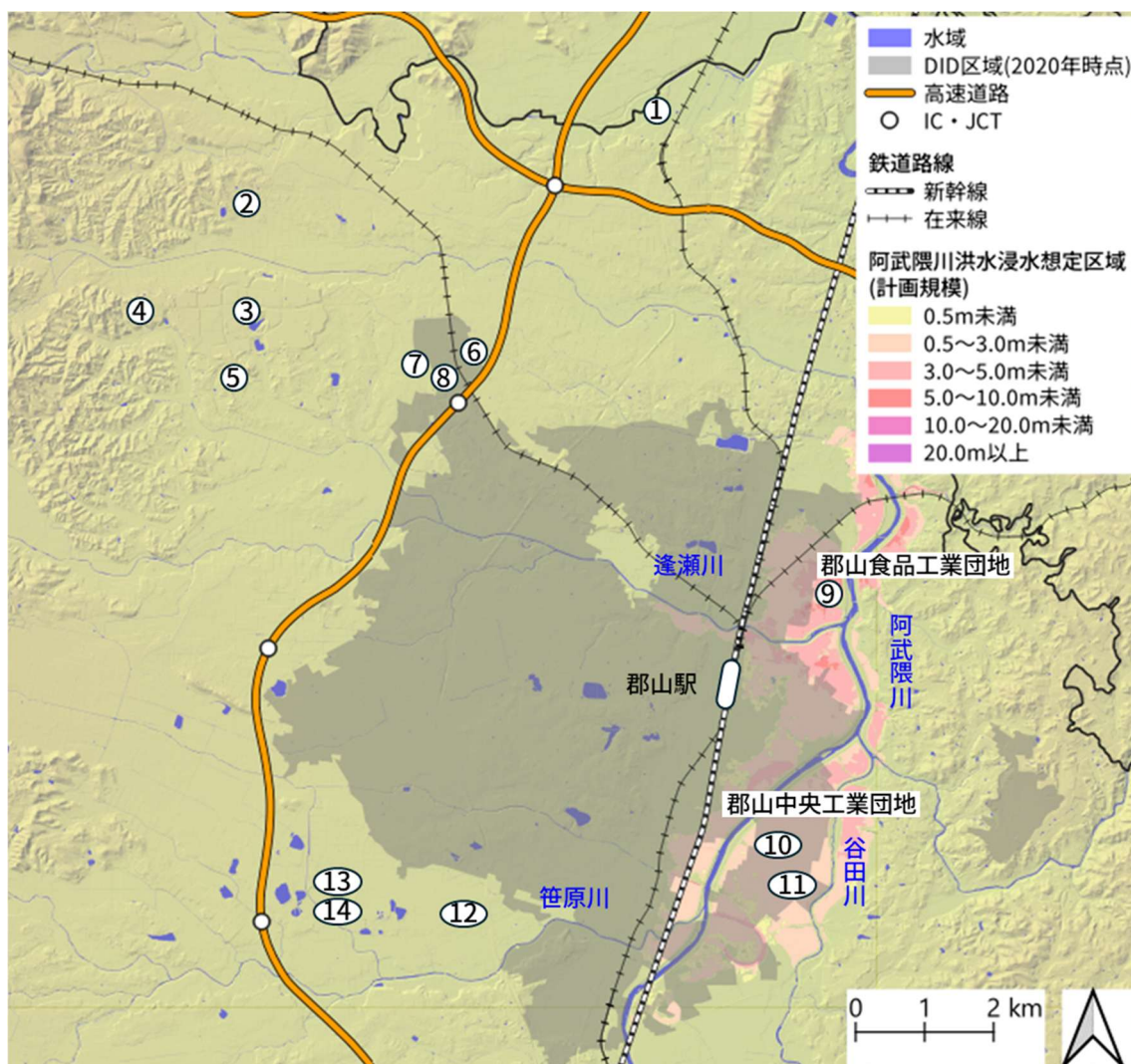
²⁹ 木下武雄・水谷武司・八木鶴平・岸井徳雄・佐藤照子・植原茂次・大倉博・幾志新吉(1987)「主要水害調査第27号 1986年8月5日台風10号の豪雨による関東・東北地方の水害調査報告」, pp.87-91, 科学技術庁国立防災科学技術センター。

³⁰ 2019年10月15日気象庁発表、台風第19号による大雨、暴風等, p.1. <https://www.data.jma.go.jp/stats/data/bosai/report/2019/20191012/20191012.html>

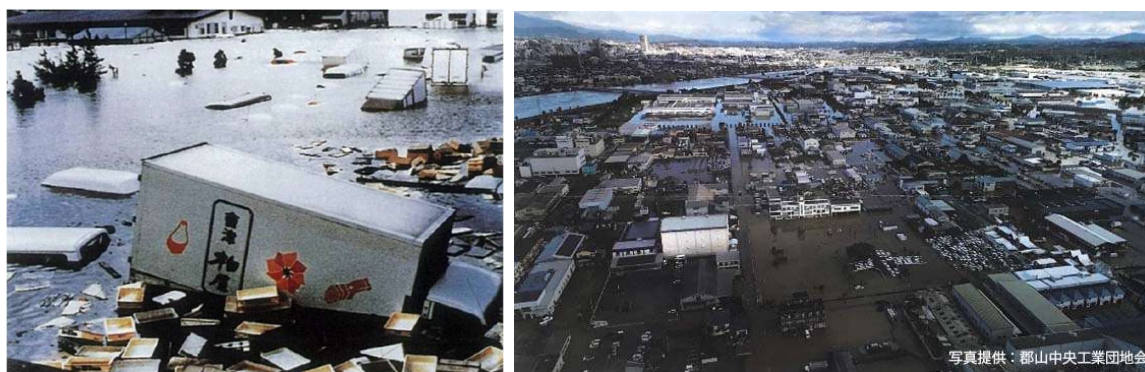
³¹ 2019年11月29日令和元年度第2回郡山市中小企業及び小規模企業振興会資料1-1、台風第19号による被害状況(11/28現在)。に基づく、り災証明申請時の申告内容によるもの。

³² 8.5水害の被害額は木下武雄・水谷武司・八木鶴平・岸井徳雄・佐藤照子・植原茂次・大倉博・幾志新吉(1987)「主要水害調査第27号 1986年8月5日台風10号の豪雨による関東・東北地方の水害調査報告」, p.90, 科学技術庁国立防災科学技術センター、令和元年東日本台風の被害額は2019年11月29日令和元年度第2回郡山市中小企業及び小規模企業振興会資料1-1、台風第19号による被害状況(11/28現在)に基づく。

³³ 左写真は前掲28, p.17、右写真は国土交通省、カワナビ vol.12 水災害対策最前線 日頃の連携で工業団地の水害対策 福島県郡山市から、https://www.mlit.go.jp/river/kawanavi/prepare/vol12_5.html (2026年7月15日閲覧) より引用



図－2. 郡山市の地形と産業団地の分布



図－3. 左：8.5 水害による被害状況(郡山食品工業団地)
右：令和元年東日本台風による被害状況(郡山中央工業団地)

3章 中小工業団地における共助の事例：郡山食品工業団地

協同組織の概要と水災害対応：郡山食品工業団地協同組合

郡山食品工業団地（以下、食品団地）（図－2、図－4³⁴）は、阿武隈川と逢瀬川の合流点付近に位置する、食品関連工場 10 社³⁵からなる工業団地であり、協同組織として、工業団地を構成する全工場を組合員とする郡山食品工業団地協同組合（以下、「食品団地組合」という。）が存在する。

食品団地組合の組織概要を表－2³⁶に示す。食品団地組合は、中小企業等協同組合法³⁷に基づく法定の事業協同組合であり、前述の中小企業高度化事業に伴い 1974 年に結成された。食品団地組合によれば、組合は当時、任意の希望者によって結成されたものであり、母体となる組織はなく、地縁、血縁によるものでもない³⁸。

なお、複数の中小企業を対象とした工場団地造成、組合設立、設備の近代化等に関する支援自体は、現在も中小企業基盤整備機構により取り組まれており³⁹、組合の新規設立は近年でも年間 400 件程度行われている⁴⁰。

食品団地組合の事業構造を図－5⁴¹に示す。食品団地組合は、共同事業として、組合員企業に対する重油販売、食品検査所、共同排水処理場の提供等を行うほか、組合が所有する子会社を通じて、工場従業員や近隣住民を対象に、保育園事業を行っている。食品団地組合の事業収入は年間 1.7 億円程度⁴²である。食品団地組合の事務局（以下、「組合事務局」という。）には、パートタイマーも含めて 4 名の専従職員がいる。なお、組合事務局を代表する理事は、組合事務局を数十年務めてきた近隣の金融機関出身者であり、組合員企業出身者ではない。

近年、食品団地に入居した工場はなく、組合員企業数に変動もないが、中には、生産施設自体は他地域に転出したものの、共同事業に基づく重油販売、食品検査所に魅力を感じ、依然組合に加入し続けている企業もあるという⁴³。

³⁴ 2026 年 5 月筆者撮影

³⁵ 10 社の中には、後述の協同組合が保有する子会社と、既に生産施設を移転させた企業を含んでいる。

³⁶ 郡山食品工業団地協同組合(2024)「郡山食品工業団地協同組合創立 50 周年記念誌」, p.3、および同組合事務局ヒアリングより筆者作成

³⁷ 昭和二十四年法律第百八十一号, 中小企業等協同組合法

³⁸ 郡山食品工業団地協同組合ヒアリングより。

³⁹ 中小企業基盤整備機構, 高度化事業とは, <https://kodoka.smrj.go.jp/about/index.html> (2026 年 7 月 29 日閲覧)

⁴⁰ 川島宜孝(2024)「中小企業組合の新規設立・解散動向」, 商工金融, Vol.2024, No.11, p.48

⁴¹ 郡山食品工業団地協同組合ヒアリングより筆者作成。

⁴² 郡山食品工業団地協同組合ヒアリングより。

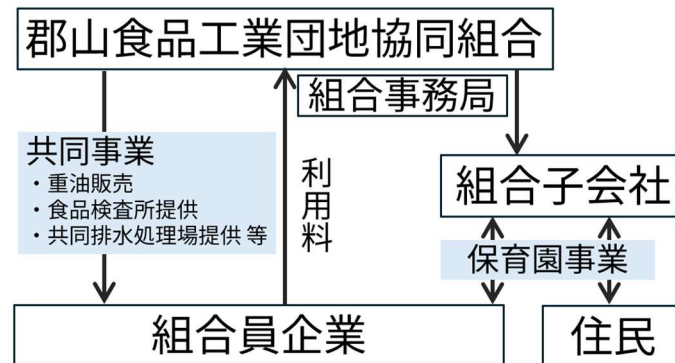
⁴³ 郡山食品工業団地協同組合ヒアリングより。



図－4. 郡山食品工業団地近景

表－2. 郡山食品工業団地協同組合の概要

組織名	郡山食品工業団地協同組合
根拠法	中小企業等協同組合法（事業協同組合）
結成	1974 年
組合員企業数	10 社
専従職員	正職員 3 名、パート 1 名
出資金	9,574 万円
主な事業	共同購買事業（重油）、共同検査事業（食品検査）、共同排水処理事業、保育園事業（子会社による）



図－5. 郡山食品工業団地協同組合の事業構造

前述のとおり、食品団地は阿武隈川と逢瀬川の合流点付近に位置し、8.5 水害では逢瀬川の破堤により甚大な被害が発生した⁴⁴が、近年の水災害は、近隣の普通河川における内水氾濫が主となっている⁴⁵。現在、組合事務局は水災害対策として、水災害に関連する情報収集と、警戒レベルに応じた組合員企業に対する工場の稼働停止や避難の勧奨（以下、「避難勧奨」という。）を行っている。

組合事務局は、8.5 水害以来、テレビ報道や県市によるメールサービス⁴⁷から気象や周辺河川の水位に関する情報を収集し、食品団地周辺で水災害の発生が予見される際は、各企業に対して事務局から個別に電話するかたちで、避難勧奨を慣習的に行ってきた。この取組の開始時点では、組合事務局に避難勧奨を行う水位の明確な基準はなく、大雨や台風の都度個別に判断していたという。しかし 2015 年頃、組合事務局が早朝に組合員企業に対し避難勧奨を行った際、既に稼働を開始していた工場が停止できず、以後組合事務局では、警戒レベル 3 をもって避難勧奨を実施するよう、対応方針をメモ書きとして事務所に貼り出すこととした。

2019 年の令和元年東日本台風に際しては、前述のとおり組合員企業の工場の一部に被害が出たものの、食品団地組合自身が所有する共同施設（重油施設、食品検査所、排水処理施設等）の被害は軽微であり、復旧も積立金で対応した。この時、組合員企業の一部は、食品団地からの転出も検討していたが、当該企業が自身で共同施設の代替設備を整備することが困難だったため、転出を見送った。

2026 年 5 月現在、組合事務局では、連携事業継続力強化計画⁴⁸の認定を目指して、上述の警戒レベルに応じた避難勧奨の基準も含めた、食品団地共通の水災害対策に係る計画の作成を進めているところである。計画作成に取り組むこととした意図について組合事務局は「団地造成、組合結成から約 50 年が経過し組合事務局や各社幹部の代替わりが近づいていることから、経験則に基づきメモ書きレベルで残してきた各社の合意事項を、次世代のために成文化する必要があると感じた」としている。また、組合事務局は、現状では各社の後追いで水災害対策を進めているが、今後は組合自身が各社に率先して対策を進め、食品団地全体の水災害対策を牽引していきたいとしていた⁴⁹。

⁴⁴ 木下武雄・水谷武司・八木鶴平・岸井徳雄・佐藤照子・植原茂次・大倉博・幾志新吉(1987)「主要水害調査第 27 号 1986 年 8 月 5 日台風 10 号の豪雨による関東・東北地方の水害調査報告」, pp.87-91, 科学技術庁国立防災科学技術センター

⁴⁵ 令和 8 年 6 月郡山市議会定例会, 工事請負契約議案説明資料 議案第 98 号河川改修工事（普通河川愛宕川（善宝池））

⁴⁶ 郡山食品工業団地協同組合ヒアリングより。

⁴⁷ 福島県, 福島県河川流域総合情報システム, <https://kaseninf.pref.fukushima.jp/>、郡山市, 防災メールマガジンや SNS の登録について, <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/5/37856.html> (2026 年 7 月 21 日閲覧)

⁴⁸ 中小企業庁・中小企業基盤整備機構「連携事業継続力強化計画策定の手引き (2026 年 7 月 17 日更新)」. <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>

⁴⁹ 郡山食品工業団地協同組合ヒアリングより。

4 章 大規模工業団地における自助・共助の事例；郡山中央工業団地

(1) 協同組織の概要と水災害対応：郡山中央工業団地会

郡山中央工業団地（以下、「中央工業団地」という。）（図－6⁵⁰）は、阿武隈川と谷田川の合流点付近に位置する、282 社からなる工業団地であり、協同組織として、郡山中央工業団地会（以下、「団地会」という。）が存在する。中央工業団地、団地会の構成企業の産業分類別集計を表－3⁵¹に示す。2 章で述べたとおり中央工業団地は、新産法に基づいて整備が進められた工業団地であるが、他の新産都に広く見られるような鉄鋼・石油化学等を中心とした素材型の臨海工業地帯⁵²とは異なり、製造業以外の業種や中小企業も含めた、多様な業種、経営規模の企業によって構成されているのが特徴⁵³である。

団地会の概要を表－4⁵⁴に示す。団地会は、新産都の指定後 1970 年に結成された組織であり、規約はあるものの、法人格を持たない任意組織である。会員企業数は中央工業団地立地企業全体の 4 割程度であり、業種別に見ると、会員企業は中央工業団地全体の傾向と比較して製造業の割合がやや高いが、サービス業等を含む多様な業種の企業によって構成されていることがわかる。また、会員企業の工場（事業所）の規模についても、従業員数名程度から最大で 600 名程度の従業員を雇用する工場まで多様⁵⁵となっている。団地会の会員資格については、中央工業団地に立地している企業であれば、業種や経営規模に関わらず入会でき⁵⁶、常時会員企業を募集している⁵⁷。会員数は直近 10 年間で 120 社～140 社程度で推移しており、大きな変動はない⁵⁸。

団地会の事業構造を図－7⁵⁹に示す。団地会の事業は、主に中央工業団地と地域住民の交流イベントや、会員企業の親睦活動を主としている。収入の大半は会員企業による数万円程度の年会費と、市の補助金交付要綱⁶⁰に基づく補助金により、2025 年度の総収入は 740 万円程度である⁶¹。団地会に専従職員はおらず、輪番制の幹事会社が各年度の活動を主導し、加盟企業に対する連絡やとりまとめなどは、工業団地内の区画に応じて企業数社程度で組織される隣組単位で行われる。

団地会の水災害対応について、団地会では 8.5 水害以後、河川の水位情報等について、幹事会社からのメールというかたちで会員企業に対して情報提供を行っているほか、

⁵⁰ 2026 年 5 月筆者撮影

⁵¹ 前掲 24 をもとに筆者が集計したもの。なお、大産業分類は、同資料に記載の事業内容から筆者が便宜上振り分けた参考である点に注意されたい。

⁵² 国土庁編(1994)「国土庁二十年史」, p.399, ぎょうせい

⁵³ 郡山市産業創出課ヒアリングより。

⁵⁴ 郡山中央工業団地会(2026)「令和 8 年度第 57 回総会資料」および郡山中央工業団地会ヒアリングより筆者作成。

⁵⁵ 郡山中央工業団地会(2026)「郡山中央工業団地会会員名簿」

⁵⁶ 郡山中央工業団地会規約

⁵⁷ 郡山中央工業団地会ヒアリングより。

⁵⁸ 郡山中央工業団地会提供資料より

⁵⁹ 郡山中央工業団地会(2026)「令和 8 年度第 57 回総会資料」および郡山中央工業団地会ヒアリングより筆者作成。

⁶⁰ 1998 年 9 月 1 日制定, 郡山中央工業団地会運営補助金交付要綱。

⁶¹ 郡山中央工業団地会(2026)「令和 8 年度第 57 回総会資料」

令和元年東日本台風に際しては、郡山市や福島県等への水害復興対策の申し入れや、災害復旧に係る補助金の申し入れ等を行ってきた⁶²。一方で、上述の食品団地組合のような、警戒レベルに応じた避難勧奨など、中央工業団地内共通の計画や基準の策定には至っていない。この要因について団地会は合意形成の困難さのほか「団地会自体が法的な位置づけをもたない親睦団体であり、幹事会社も輪番制であるため、基準の策定に際して音頭をとる主体がない」としていた。

⁶² 郡山中央工業団地会ヒアリングより。



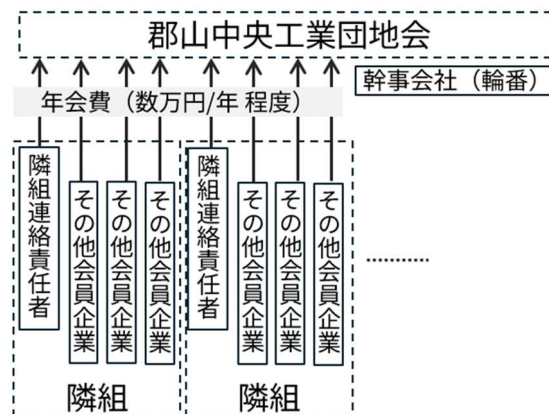
図－6. 郡山中央工業団地近景

表－3. 大産業分類別郡山中央工業団地立地企業および団地会会員企業数

大産業分類	団地立地企業数(社)	会員企業数(社)	入会率
A 農業、林業	1	0	0.0%
D 建設業	41	16	39.0%
E 製造業	81	49	60.5%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	7	4	57.1%
H 運輸業、郵便業	22	10	45.5%
I 卸売業、小売業	58	10	17.2%
J 金融業、保険業	4	4	100.0%
K 不動産業、物品賃貸業	7	6	85.7%
L 学術研究、専門・技術サービス業	9	6	66.7%
M 宿泊業、飲食サービス業	2	2	100.0%
O 教育、学習支援業	4	3	75.0%
P 医療、福祉	4	3	75.0%
Q 複合サービス事業	2	1	50.0%
R サービス業	40	10	25.0%
合計	282	124	44.0%

表－4. 郡山中央工業団地会の概要

組織名	郡山中央工業団地会
根拠法	なし
結成	1970 年
会員企業数	124 社（2025 年 11 月時点）
専従職員	なし（輪番制の幹事会社を置く）
出資金	－
主な事業	地域交流イベントの実施、清掃活動の実施等



図－7. 郡山中央工業団地会の事業構造

(2) 団地企業による水災害対応

本節では、中央工業団地に入居する企業のうち、生産設備を有する製造業の工場における自助の取組について述べる。

① 信越石英株式会社郡山工場（その他のガラス・同製品製造業）

信越石英株式会社郡山工場は、石英ガラス関連製品を製造する信越石英株式会社⁶³が有する工場である。同工場の概要と2026年5月現在の主な水災害対策を表-5に示す。同工場では、主に半導体製造装置等に用いられる石英ガラス関連製品を製造しており、2026年現在で約200名の従業員を雇用している。

2019年の令和元年東日本台風では、郡山市では10月12日(土)の深夜から翌13日(日)未明頃にかけて市内各所で浸水被害が発生⁶⁴し、同工場では13日(日)午前4時頃から工場敷地に浸水が始まった⁶⁵。当日、同工場の交代勤務職場では稼働を予定しており、浸水開始時点で既に出勤していた従業員もいたが、一部を除く大半の従業員は避難または出勤を停止した。同工場では、床面から0.8mの高さの床上浸水⁶⁶の被害となり、完成品の多くは事前に運送会社に要請し搬出を行っていたものの、工場敷地内の特別高圧変電所⁶⁷や、電気ケーブルが浸水した。復旧作業に際しては国内の他工場からの応援もあったが、復旧には約四か月の期間を要した。

令和元年東日本台風以後、同工場では、浸水した特別高圧変電所のかさ上げのほか、警戒レベルに応じた避難基準の厳格化等に取り組んだ。かさ上げの高さは、工場敷地面から3.0mとした(図-8⁶⁸)。3.0mの根拠について当社は、特別高圧変電所の底面が阿武隈川の堤防の高さを上回るよう、地理院地図⁶⁹の標高データを用いて設定したとのことであった。なお、止水壁の整備は、当時の工業団地内大手企業の「止水壁基礎部の破壊」や「止水壁上部からの越水」等の事例から見送られたとし、工場建屋におけるハード対応は、重要機器の代替備品を工場の二階にストックすることで対応した。

また、ソフト対策について、同工場では従前は阿武隈川の氾濫危険水位（警戒レベル4）の到達をもって従業員が避難開始することとしていたが、令和元年東日本台風後は氾濫危険水位の到達時点で従業員が避難完了となるよう、基準を厳格化した。そのほか、令和元年東日本台風における浸水深を示すプレートを敷地内の各所に設置し、

⁶³ 信越石英株式会社、会社概要、<https://www.sqp.co.jp/aboutus/profile.html>（2026年7月16日）

⁶⁴ 郡山地方広域消防組合消防本部(2021)「令和元年東日本台風に伴う浸水地域における活動について」, (一財)防災科学センター編, 『地域防災データ総覧 令和元年房総半島台風(台風15号) 令和元年東日本台風(台風19号) 編』, pp.89-99.

⁶⁵ 信越石英株式会社提供資料より。

⁶⁶ 信越石英株式会社提供資料より。

⁶⁷ 特別高圧の受電設備を指す。後述のキュービクルよりも、より高圧の電気を受電する設備である。

⁶⁸ 2026年5月筆者撮影

⁶⁹ 国土地理院, 地理院地図(電子国土WEB), <https://maps.gsi.go.jp/>

プレートより低い部分に重要機器等を置かないよう、従業員に対して指導を行っている。

表－5. 信越石英株式会社郡山工場の概要

概 要	工場名	信越石英株式会社郡山工場
	主な製品	石英ガラス関連製品（半導体製造装置部品、ランプ管等）
	立地経緯	1983 年
	工場従業員数	約 200 名
主 な 対 策	事業所・設備の防護等 （ハード）	・電気設備のかさ上げ ・重要機器の代替備品のストック（2 階以上への保管）
	情報収集・伝達等 （ソフト）	・水位到達線プレートの作成 ・河川水位レベルに応じた避難基準の整備



図－8. 信越石英(株) 郡山工場の特別高圧変電所(左)と水位到達線プレート(右)

②株式会社羽田工業所（製缶板金業）

株式会社羽田工業所は、金属加工等を営む同社が有する本社工場である。同工場の概要と2026年5月現在の主な水災害対策を表-6⁷⁰に示す。同工場では、主に金属製のタンク、ダクト、サイロなどの製缶加工⁷¹や産業機械部品の製造が行われ、2026年現在で18名の従業員（全社員）が雇用されている。

株式会社羽田工業所は、2011年に郡山中央工業団地に入居する際、8.5水害等により中央工業団地が水災害リスクを有することを把握していたため、工場敷地全体のかさ上げを行っていた。令和元年東日本台風では、浸水に見舞われた当日は休日であったため工場を稼働していなかったが、同工場は約1.6mの深さの床上浸水⁷²の被害となり、社屋と工場建屋が浸水した。同工場では、電気設備や溶接機器のほか、営業車やトラックに大きな被害が出、被害総額は1億5,000万円程度であった⁷³。被災時は、近隣企業敷地を一時的な社用車置き場として借り受けたものの、その他特段に会員企業との連携はなく、故障した溶接機器の代替は協力会社から譲り受けた。

令和元年東日本台風以後、同工場では、中小企業庁が認定する事業継続力強化計画⁷⁴を策定し、主に重要機器のかさ上げや、水害対策組織図の整備に取り組んでいる（図-9⁷⁵）。うちかさ上げは、工場建屋外のキュービクル⁷⁶や空調設備のほか、工場建屋内の溶接機器等について行い、止水壁の整備は行っていない。止水壁を設置しなかった要因について当社は、経営判断によるところが大きいとしつつも「止水壁の高さの根拠となる情報がなかったこと」を挙げたほか「当工場は、各従業員が手作業で金属の溶接等を行う作業場としての性格が強いため、一部の重要機器への浸水をかさ上げにより防ぐことができれば、工場建屋への浸水自体はある程度は許容できる」ともしていた。またソフト対策として、同工場では水害対策組織図を作成し、水災害の情報収集方法や各従業員の緊急時の対応等を取りまとめた。当社では、水災害の情報収集は2章で述べた郡山市からのメール配信や、テレビ報道等に基づいて総務部門が行うこととし、工場の稼働停止や従業員の避難は随時経営層が判断する。また、在宅中の従業員の出勤停止については、電話連絡網によって伝達することとしている。

⁷⁰ 株式会社羽田工業所 Web サイト (<https://www.haneda-kogyosho.co.jp/>)、同社ヒアリングより筆者作成。

⁷¹ 金属や鋼材の切断、曲げ、溶接により大型の金属製品を製造する工程を指す。

⁷² 株式会社羽田工業所ヒアリングより。

⁷³ 株式会社羽田工業所提供資料より。

⁷⁴ 中小企業庁、事業継続力強化計画, <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>（2026年7月21日閲覧）

⁷⁵ 株式会社羽田工業所提供資料より引用。

⁷⁶ 高圧の受電設備を指す。

表－6. 株式会社羽田工業所の概要と水災害対策

概要	工場名	株式会社羽田工業所
	主な製品	金属製品（金属製タンク、ダクト、サイロ等）
	立地経緯	1956 年 創業 2011 年 中央工業団地内に移転
	工場従業員数	18 名（全社員数）
主な対策	事業所・設備の防護等（ハード）	・敷地全体のかさ上げ（東日本台風以前より実施） ・溶接機器のかさ上げ ・空調設備のかさ上げ ・重要機器の設置場所を 1 階から 2 階へ移動
	情報収集・伝達等（ソフト）	・水災害の情報収集や、各従業員の緊急時の対応等を取り決めた水害対策組織図の作成



図－9. (株)羽田工業所の工場建屋内(左)とかさ上げた溶接機器(右)

③株式会社いとうフーズ本社工場（肉加工品製造業）

株式会社いとうフーズ本社工場は、食肉加工等を営む株式会社いとうフーズが有する本社工場である。同工場の概要と 2026 年 5 月現在の主な水災害対策を表-777に示す。同工場では、主に食肉の加工が行われ、2026 年現在で 28 名の従業員（全社員）が雇用されている。

同社は、2007 年に郡山中央工業団地に入居する際、前述の株式会社羽田工業所と同様、8.5 水害等により中央工業団地が水災害リスクを有することを把握していたため、敷地全体のかさ上げ、社屋兼工場建屋や空調設備のかさ上げを行い、社屋兼工場建屋は前面道路と比較して約 1.5m の高さとしていた（図-1078）。

令和元年東日本台風では、浸水に見舞われた当日は休日であったため工場を稼働していなかったが、同工場は約 2.0m の深さの床上浸水⁷⁹の被害となり、社屋兼工場建屋が浸水した。特に同工場では、製造する食肉の保管用として多くの業務用冷蔵庫を有していたため、これら冷蔵庫内の原料・製品が浸水により被水し、同工場では大半の在庫の処分を余儀なくされた。被災時は、協力企業に代替商品の納入を依頼したが、会員企業と特段の連携はなかった。

令和元年東日本台風以後、同工場では主に止水壁の整備、水害対策マニュアルの作成に取り組んだ。うち止水壁は、同工場の周囲全体を取り囲むように整備されており、車両の通行部分は可変式としている。このような対策を行った狙いとして当社は「販売先に近隣の学校や医療機関が含まれ毎日商品を配送する必要があることと、生ものを扱う特性上設備が故障すると直ちに在庫を毀損するリスクがあることから、工場敷地内に浸水させず設備を常に稼働させ続ける工夫が必要だった。」としている。止水壁の高さは 3m 程度としており、高さの基準が不明だったため、近隣の工場における止水壁の高さを参考としたという。

また、水害対策マニュアルでは、情報収集の方法のほか、注意報等の発令時の従業員の役割分担、復旧作業時の連絡先（電気設備事業者等）などをとりまとめている。なお、当工場では、警戒レベルに応じた従業員の避難等に関する一律の基準はなく、経営層が随時指示することとし、従業員の出勤停止連絡は、経営層が従業員一人一人に個別に電話で連絡することとしている。

⁷⁷ 株式会社いとうフーズ Web サイト（<https://www.itofoods.co.jp/>）、同社ヒアリングより筆者作成

⁷⁸ 2026 年 5 月筆者撮影

⁷⁹ 株式会社いとうフーズヒアリングより。

表－7. 株式会社いとうフーズ本社工場の概要と水災害対策

概要	工場名	株式会社いとうフーズ本社工場
	主な製品	食肉加工品（業務用生肉、加工肉、惣菜等）
	立地経緯	1973 年 創業 2007 年 中央工業団地内に移転
	工場従業員数	28 名（全社員数）
主な対策	事業所・設備の防護等（ハード）	・敷地のかさ上げ（被災前より実施） ・社屋兼工場建屋のかさ上げ（被災前より実施） ・空調設備のかさ上げ ・止水壁の設置
	情報収集・伝達等（ソフト）	・水災害の情報収集や、各従業員の緊急時の対応等を取り決めた水害対策マニュアルの作成



図－10. (株)いとうフーズの社屋兼工場建屋(左)と止水壁(右)

5章 まとめ

本調査では、国土交通政策研究所令和 8・9 年度調査研究課題「水災害に備えるための地域特性を踏まえたまちづくり手法に関する調査研究」の一環として、福島県郡山市の工業団地を対象に、水災害に対応した自助・共助の取組実態について調査を行った。本調査の結果、明らかになったことは以下のとおりである。

福島県郡山市では、高度経済成長期以来、新産都等の政策を受けて工業団地の造成、開発が進み、市内工業団地の一部は複数回の水災害に見舞われてきた。被災経験を持つ工業団地では、協同組織による共助、各企業による自助の取組が見受けられた。

まず、共助の取組について、10 社の食品関連工場が入居する郡山食品工業団地では、約 50 年前の工業団地造成に際して結成された、法定の事業協同組合が存在する。郡山食品工業団地では、専従職員を有する組合事務局が、慣習的に各工場に対して避難勧奨を行っており、経験則に基づく工業団地内の水災害対策に関する共有事項を次世代に継承できるよう、工業団地内共通の水災害対策に係る計画作成に取り組んでいた。

一方で、200 社以上が入居する郡山中央工業団地では、食品工業団地同様 50 年以上の歴史を持つ、任意組織である親睦団体が存在する。親睦団体では、輪番の幹事会社により水災害に関する情報発信を行ってはいるものの、合意形成の困難さや主体の不在から、工業団地内共通の基準や計画の作成には至っていなかった。

また、自助の取組について、郡山中央工業団地の 3 工場のうち、2 工場は、工業団地が水災害リスクを有することを認識し、かさ上げによる対策を講じたうえで工業団地に入居していた。令和元年東日本台風に際しては、各工場はいずれも協力会社や国内他工場からの協力を得て災害復旧に当たっていた。被災後は、調査対象とした 3 工場のいずれにおいても、水災害対策の厳格化や拡充を行っていたが、工場敷地、建屋への浸水の許容の可否など、各工場が目指す水災害対策の目標や手法は異なっていた。

郡山市の工業団地を対象とした本調査では、造成された経緯や団地の構成企業に応じて、工業団地における協同組織の形態は異なり、現状では、多様な企業が集積しているため、工業団地で一体となった共助の取組みが困難である事例が存在することを確認した。一方で、共助の取組みが困難な工業団地においても、個別の企業では、入居時から工業団地の水災害リスクを認識し対策を行っていたケースや、被災経験を得て新たに対策を行うケースなど、いずれも自助として水災害対策に取り組んでいたほか、水災害からの復旧に際しては、協力会社や国内他工場と連携するかたちで実態として共助に取り組んでいた。

水災害は地域単位でもたらされる災害であり、その対応としての共助も、水害防御施設の整備や緊急時の車両、設備の待避場所の融通など、地域内で取り組むことで大きな効果を望めるものも多い。流域治水の実現に向けて、産業地域内の企業がそれぞれ

れの水災害対策の目標を共有し、共助の可能性を検討する場づくり、組織づくりが重要と考えられる。

また、本調査では産業地域の企業や協同組織による自助・共助の取組み実態を取り上げたが、流域治水の実現に際しては、産業地域全体の水災害リスクの軽減方策を検討する必要があり、その際には、地域単位でのリスク評価や対策が求められる。

産業地域における水災害リスクの軽減に向けたリスク評価手法や、取り組むべき具体的な対策については、今後の課題となる。

(HP 公開日 2026 年 9 月 18 日)